

ただいまの公明党議員団を代表して、すどう あきお議員からのご質問に、順次、お答えをさせていただきます。

1（1）ア はじめに、物価高対策と行財政改革についてのご質問のうち、物価高対策についてお答えいたします。まず、重点支援地方交付金を活用した支援についてです。政府は、新たな政権の下、物価高騰対策を最優先課題として位置付け、経済対策を取りまとめ、補正予算の提出により、重点支援地方交付金を拡充し、速やかに届けるとしています。今回も、推奨事業メニューを設け、地域の実情に合った支援を行うとしていることから、北区独自の支援策の実施が可能になると想定しています。区では、これまでも、推奨事業メニューに基づき、独自に低所得世帯への給付や、高齢者・子育て施設等への給付に加え、広く区民の

皆さんに支援が届くようプレミアム付デジタル商品券の追加発行支援など、積極的に活用してまいりました。国の補正予算については、今国会での成立を目指すとの報道がされていますので、早期実現の申し入れをする予定はありませんが、国や東京都と密に連携しながら、いち早く情報を収集して、迅速に体制を整備した上で、特に物価高騰の影響を強く受ける区民や事業者の皆さんを重点的に支援することに加え、広く区民の皆さんのが支援を実感できる対策についても検討してまいります。

1 (1) イ 次に、家賃補助制度の導入と、住宅価格高騰への有効な対策についてです。区では、住宅セーフティネット法における専用住宅にお住いの世帯を対象に家賃補助制度を実施しています。新たな家賃補助制度の創設については考えておりませんが、この度とりまとめた「北

区住宅マスタープラン2026（案）」では、手頃な価格で求めやすい住宅の普及促進を、新たな施策として位置づけたところです。区といたしましては、若者世帯等の住宅確保について、住宅マスタープランに基づき、今後、様々な取組みを進めてまいります。また、住宅価格高騰への有効な対策については、国や東京都において検討が進められていると承知しています。区としましても、国や東京都をはじめ、他自治体の動向を注視しながら、区ができる住宅価格高騰対策について、検討してまいります。

1 (1) エ 次に、公共施設利用料についてです。施設使用料については、社会経済情勢や景気動向等に配慮しつつ、受益者負担の原則や負担の公平性などの観点から、原則3年ごとに、その適正化を図っていま

す。また、利用料金適正化の機会を捉えて、その時々の区を取り巻く環境や区の政策課題の解決を図るため、これまでも元気高齢者料金や障害者料金といった区分を設けています。学生等、若年世代に対して、現在、国は、「若年世代のための政策を本格化する」ための令和8年度概算要求を行っているほか、東京都も「チルドレンファーストの社会」を掲げ、若者支援を打ち出していると認識しています。また、公共施設の利用料金について、他区では、高校生に子ども料金を適用するなどの事例があることも把握しています。新たな利用料金区分の設定については、その時々の区の政策課題や区民ニーズ等を的確に捉え、3年ごとの見直しの中で、その有効性や必要性、政策効果等を判断してまいります。

1 (2) 次に、公共施設の入札不調についてです。近年の建設費の

高騰や、建設業界の人手不足の影響による公共工事の入札不調の増加を踏まえ、区ではこれまで、様々な不調対策を実施してまいりました。令和5年度には、現場代理人の兼任基準の緩和、工事前払金限度額の見直し、制限付一般競争入札での1者入札を認める運用、工事発注時期の平準化等の対策をとりまとめ、令和6年度には、「建設コスト縮減提案型プロポーザル審査」の実施など、事業計画、設計、工事の各段階における建設コストの最適化のための取組内容を定め、各種対策を推進しています。また、発注にあたっては、案件に応じたJV要件の緩和や、JV又は単体企業による混合入札の採用など、建設事業者が応札しやすくなるための改善策を検討・実施しています。さらに、現在、デザイン・ビルド方式やE C I方式などの新たな発注方式の研究を含めた対策の検討

を進めており、施設整備を着実に進めるための仕組みづくりに引き続き取り組んでまいります。

2 (1) 次に、福祉・健康・医療についてのご質問にお答えいたします。まず、ひきこもり支援についてです。ひきこもり支援におけるアウトリーチは、有効な手法の一つですが、対象者の把握や信頼関係の構築等が課題です。対象者の把握のために、まずは、ひきこもり支援の情報を当事者に届け、支援を求めるきっかけになるように発信し続けることが重要であるため、広報や周知の強化に努めてまいります。現在、当事者から相談があった際には、意思を尊重しつつ、寄り添った対応に努めていますが、今後も課題に応じた支援を行ってまいります。区では、ひきこもりの問題等にかかる現状及び課題の共有や、支援のあり方など

を行う会議体として「北区ひきこもり支援プラットフォーム」を設置しています。当事者に確実に支援が届く仕組みや「気づき・つなぐ・支える」の仕組みを地域全体で構築することにつきましても、当会議体において、先行自治体の状況等を参考にしつつ、北区の現状の取組みも検証しながら議論を深めてまいります。

2 (2) 次に、5歳児健診についてです。5歳児健診の特徴は、個人の成長や発達を診察するだけでなく、集団における立ち振る舞いを評価して、社会的な発達の状況を早期に把握することにあります。区におきましては、先行自治体の手法を踏まえ、一次調査としてSDQ（子どもの強さと困難さアンケート）を実施した上で、発達に特性等があると考えられる児^(二)を対象に集団による健診を行う、二段階方式を採用する

予定です。現在、令和8年度の実施に向け、医師会を始めとした関係団体との調整や健診に必要な専門職の確保を行っています。また、健診後のフォローアップ体制につきましては、子ども家庭支援センターや教育総合相談センターと検討を進めており、発達特性のあるお子さんや保護者が孤立しないよう、支援してまいります。

2 (3) ア 次に、HPVワクチンについてです。接種の勧奨として、北区の子育て応援ガイド「きたハピモバイル」や北区公式SNSでの接種期限の通知に加え、接種最終年となる高校1年生になる前時点で、未接種の方へ個別にはがきの送付を行っております。特に、はがきの送付後は予診票発行の申し込みが増加するなどの効果が見られております。北区の定期HPVワクチン接種率は、本来の接種期間が終了した令和6年度に

高校1年生であった女性の、初回接種率で見ると63%であり、全国水準より高い接種率となっており、引き続き、効果的な周知・勧奨に努めてまいります。また、男子へのHPV9価ワクチンの助成ですが、東京都の助成事業の動向も注視しながら検討してまいります。

2（3）イ 次に、帯状疱疹ワクチンについてです。令和5年度から50歳以上の方を対象とした任意接種事業時の接種率は3.4%、令和6年度は1.6%、令和7年度からの65歳以上の5歳刻みの方を対象とした定期接種の接種率は、9月末までで14.7%と定期接種化後は接種率が高くなっています。令和7年度の定期接種で帯状疱疹ワクチンを接種した方のうち、生ワクチン接種が16%、不活化ワクチン接種が84%となっており、予防効果の持続期間が長い不活化ワクチン接種者の方が多数とな

っております。現在、帯状疱疹ワクチンは、B類疾病の定期予防接種として半額程度の公費助成を行っており、さらなる費用助成については現在のところ予定しておりません。

2 (3) ウ 次に予防医療への更なる実効的な対策のうち、がん検診等についてです。現在、各種検診等の受診は一部医療機関の土日、夜間を含む診療時間内に実施しているほか、今年度から特定健診と肺がん検診が同時に受けられるよう変更するなど、関係機関と連携し受診率向上に取り組んでおります。今後も精度の高い検診の提供及び区民にとって受診しやすい環境整備を行っていくほか、がん検診等の重要性についても様々な機会を捉えて普及啓発に努め、実効性のある予防医療への取り組みを行ってまいります。

2 (4) アイ 次に、介護予防と地域包括ケアの推進についてです。はじめに、通いの場への支援拡充と高齢者いきいきサポーター制度の改善についてです。通いの場への支援については、グループ立上げフォローを目的としたリハビリ職の派遣や、介護予防拠点施設ぶらっとほーむからの講師派遣を行っているほか、活動資金に関する補助は社会福祉協議会の「地域ささえあい 団体活動助成制度」を活用しています。現在、次期地域包括ケア推進計画の検討を開始しており、通いの場への支援拡充についても、さらなる充実に向けた検討を進めてまいります。また、高齢者いきいきサポーター制度については、これまで北区ニュースや北区ホームページを中心とした事業周知を行っていましたが、今後、スマートフォンを使用している高齢者がより参加しやすい制度となるよう、

まずはＳＮＳ周知の強化に取り組んでまいります。

2 (4) ウエオカ 次に、介護予防リーダーにおける学生の活用を含めたボランティアの育成や人材活用策についてです。介護予防リーダーには、住民主体の介護予防をけん引することはもとより、自ら介護予防を実践し、健康増進に役立てて頂くことも役割の一つとしています。そのため、リーダー養成講座への学生の受講は、現在のところ考えておりませんが、多世代交流などの場面で学生の方々には活躍いただきたいと考えています。こうした点もふまえ、次期地域包括ケア推進計画策定の中で、ボランティア等を含めた人材活用や地域住民の主体的な活動の促進については、さらに検討を深めてまいります。次に、予算の増額も含めた健康寿命の延伸実現に向けた区政運営についてです。予防医療や介

護予防は、「未来への投資」とも言える社会保障費増大の抑制に寄与するものであり、国の動き等も見据えた持続可能な仕組みづくりが重要であると考えています。区といたしましては、社会環境の変化を捉えつつ、現在の実施事業の検証を踏まえて、事業構築や予算増額の必要性も含め今後検討してまいります。また、予防医療においては、がん検診の運用の見直し等受診率向上に取り組んでいるほか、介護予防においても総合事業におけるサービス・活動の充実を図るなど、引き続き、健康寿命延伸に向けた取り組みを推進してまいります。

3 (1) アイウエ 次に、防災・安全・まちづくりについてお答えいたします。まず、防災訓練についてです。各地域で実施している訓練のうち、特徴的な取り組みについては、区のホームページで紹介していま

す。また、地区防災計画策定のワークショップでは、連合町会内の防災活動を相互に確認し、他町会の好事例を学べるような取り組みを行っています。なお、地域の防災リーダーへの区からの情報提供およびリーダー間の情報交換の場として、防災士を対象とした研修会の実施などを検討しています。次に、多様な参加者が加われる訓練についてです。自主防災組織からの案内に加え、区でもホームページなどで、防災訓練の開催情報を発信してきました。さらに、防災訓練などに多様な区民の参加を促すため、防災の基礎知識や地域の共助による防災活動の重要性に理解と関心をもっていただけるような、防災普及啓発動画を現在作成しております。次に、避難行動に直結する訓練の強化についてです。区では、これまでも学校防災教育として中学生防災学校、福祉避難所におい

ては開設運営など様々な講義や訓練を実施しており、今後も内容を適宜見直しつつ継続して取り組んでまいります。また、ペットの同行避難については、現在、東田端地域で協定に基づく訓練などを実施しており、その知見を活かして、今後の訓練を検討してまいります。なお、飼い主向けの平時からの準備や基本的なしつけなどの情報については、区ホームページや防災訓練などを通じて広く周知していくとともに、避難所でのペットの受け入れ条件や環境整備についても、協定による取り組みなどを参考に取り組んでまいります。次に、区独自の防災費助成についてです。区では、これまで区独自で自主防災組織や地区防災会議に対して、地域の防災活動にかかる経費の一部を補助するとともに、配備した防災資機材などの整備・点検などの支援を行ってきました。また、東京

都においても地域の防災活動のための経費の補助制度があり、引き続き、北区町会自治会連合会を通じてご案内してまいりますので、これらを活用して特色ある取り組みにつなげていただきたいと考えています。引き続き、地域のご意見を伺いながら、地域の防災力向上に資する取り組みを進めてまいります。

3（2）ア 次に、自転車交通安全対策についてのうち、マナー教育や安全講習の充実についてです。今後の交通安全教育や啓発活動等においては、自転車を安全・安心に利用するため、本年9月に警察庁が作成した「自転車ルールブック」を活用しますが、内容が多く多岐に渡ることから、別途、要点をまとめたリーフレットの配布を検討しています。なお、リーフレットの内容や様々な配布方法等につきましては、警察な

どの関係機関と協議のうえ、連携した対応を進めてまいります。

3 (2) イ (ア) (イ) 次に、ヘルメットの着用促進についてです。令和5年8月から開始した自転車用ヘルメットの購入助成は、本年9月までの約2か年で、1万1,512人の区民の皆さんにご利用いただきました。今後の実効性のある取組については、東京都のアンケートの結果で、ヘルメットを着用しない理由として、「面倒」「努力義務だから」と回答した方が金銭的理由を挙げた方の3倍以上だったことから、意識づけや習慣づけることが重要であると考えております。区といたしましては、ヘルメット着用の重要性を継続して周知、啓発に努めてまいります。

3 (2) ウ 次に、自転車ルールを紹介する動画作成についてです。

自転車利用のルールやマナーに関する動画は、内閣府や警察庁のほか、民間の企業・団体等でも作成・公開されており、基本的な実例や注意点について網羅されています。区といたしましては、これらの YouTube を適切に活用できるよう、区のホームページへのリンクや各種啓発活動の機会をとおして周知を図ってまいります。

3（2）エ 次に、都道や国道における自転車走行環境の改善依頼についてです。区では、北区交通安全協議会において、国や東京都と総合的な交通安全対策について継続的に協議しており、自転車利用者の安全確保の取組についても、引き続き連携してまいります。

3（3）ア 次に、民泊の現状と今後の対応のうち、民泊の現状についてです。住宅を活用して宿泊サービスを提供することを、一般に民泊

と呼んでいますが、旅館業法に基づくものと住宅宿泊事業法に基づくものとがあります。このうち、住宅宿泊事業法に基づく届け出施設数は、本年10月末現在で537件です。令和6年度に区民から寄せられた苦情・相談は、ごみの管理、騒音、事前周知に関することなど53件で、いずれも、事業者への聞き取りや現場調査などを行い、関係機関と連携して適切に対応しています。法の施行時から、事業者に求める事項を具体的に示した北区ガイドラインを策定して制度を運用しており、届出受理後の立入検査や区民の皆さまからの苦情・相談に応じた調査・指導を実施しています。

3（3）イウ 次に、今後の対応についてです。現在、区民の皆さまの生活環境を守る観点から、東京都北区 住宅宿泊事業協議会を設置し、

条例制定に向けた検討を行っています。住宅宿泊事業の関係者の責務を明確にするとともに、周辺住民への事前周知義務、事業実施の一部制限などを規定する方針です。一方で、区民皆さまの安全・安心と、民泊による地域の活性化や観光振興の両立には、適正な住宅宿泊事業の促進が重要と捉え、条例の目的のひとつに含める考えです。こうしたことから、構造設備の整備と適切な衛生管理を前提に、地域との共生に向けて取り組んでいる施設の登録制度創設についても検討しています。引き続き、住宅宿泊事業の適切な運営を確保するための検討を深めてまいります。

4 (1) アイウエオ 次に、スポーツ・地域活性化についてお答えいたします。まず、体育館の改築・整備のあり方についてのご質問のう

ち、今後の改築にあたって、複合化・多機能化の視点をどのように検討していくのかについてです。区では、公共施設等の最適な配置の実現を目指すための基本的な方針として、「北区公共施設等総合管理計画」を策定しています。そのなかで、施設の集約化・複合化などは、地域の実情や区民ニーズに合わせ、どの機能をどのように配置していくべきかを見極め検討していくこととしています。体育館については、利用率が高く場所や時間帯によって予約が取りにくい状況となっています。また、公式競技ルールに基づくスペースの確保も厳しい状況であることから、複合化・多機能化は難しいと考えております。次に、興行イベントにも対応した計画づくりについてです。現在、体育館は非常に高い利用率となっており、区民利用枠の確保や、まとまった時間帯の確保が難しい状況

です。また、3館とも建築基準法において興行イベントの制限がある地域に設置されており、関係法令上、建設できる施設の用途及び規模等にも制限がある状況です。こうしたことから、区民利用枠の制限にもつながる興行イベントに対応した体育館の設置は難しいと考えております。次に、健康増進とリラクゼーションを兼ねた付加価値のある体育館整備の有用性や導入可能性についてです。スポーツ施設として兼ね備える機能や提供するサービスについては、施設の状況や利用率、また地域の課題や行政需要の変化を見極めながら検討してまいります。また、改築時の利用場所の目処については、改築・整備を実施していない区内体育館や地区体育館のほか、国や東京都、また民間施設とも協議し、スポーツ環境の確保に努めてまいります。次に、4つ目の体育館を建設すること

についてです。現在、策定している北区スポーツ推進計画では、多様なニーズに即したスポーツ施設の環境づくりに向け、既存施設の整備や有効活用策を検討しています。あわせて健康遊具の整備や学校体育施設の開放など身近なところで運動やスポーツができる場の整備や、国や東京都のスポーツ施設と協力した場の提供を考えており、4つ目の体育馆については考えておりません。

4（2）アイウ 次に、アーバンスポーツとeスポーツの推進についてのうち、アーバンスポーツの普及促進に向けた方針と今後の展望についてです。現在、策定を進めている北区スポーツ推進計画において、アーバンスポーツの活用策や活動に適した場所などの検討を行っています。区では、アーバンスポーツは、若い世代やスポーツの機会が少ない

区民の関心を高めるものと認識しており、まずは、調整が可能な連携先と協力し、イベント実施していきたいと考えています。あわせて、地域イベントや学校体育との連携についても、今後、実施の可能性を検討していきます。次に、eスポーツの機会を創出し、文化・福祉・観光と結びつけることについてです。当該計画の検討委員会において、eスポーツの体験機会等を作ることや、事業を展開している団体への支援・連携を図る必要性などについて検討を行っています。文化・福祉・観光と結びつく形での発展を図る取組みについては、今後、体験機会の提供や、他団体への支援や連携を進めるなかで、さらなる発展の可能性を見極めてまいります。次に e スポーツの拠点についてです。e スポーツについては、体験機会等の創出や事業団体への支援・連携を図ることを中心に検

討しており、実施場所については、柔軟に対応していきたいと考えています。なお、北区スポーツ推進計画改定案の詳細については、本定例会の所管委員会においてご報告いたします。

5（1）ア 最後に、多文化・共生社会についてお答えいたします。まず、外国人対応と多文化共生の推進についてのうち、日常的な支援体制の強化についてです。来年度設置する専管組織では、外国人住民の増加による地域生活上のトラブル解決や、相互理解促進のための交流機会の創出など、地域における多文化共生に向けた連携・交流に取り組んでまいります。なお、北区多文化共生指針では、日常生活での困りごとを多言語で相談できる総合相談窓口の設置を位置付けており、多文化共生を担う専管組織の設置を踏まえ、引き続き、中間支援組織の設置を含め

た推進体制のあり方について、検討してまいります。

5（1）イ 次に、災害時の防災訓練での多言語対応についてです。現在、通訳機能付きタブレットを全指定避難所に配備しており、この他、避難所開設キット内には外国語対応の指差しボードも格納しております。これらについては、避難所開設訓練や地域の防災訓練などの機会をとらえ、使用方法の確認や周知を行っています。

5（1）ウ 次に、医療・教育現場での通訳支援の取組みと課題についてです。現在、区立学校における外国籍等児童・生徒に対しては、日本語学級の運営や日本語適応指導員の派遣を通じて、日本語指導とともに、集団生活に適応できるよう支援しており、個人面談などの際には、必要に応じて、通訳ボランティアを派遣しております。

また、区では、医療や教育など、地域生活に必要な情報を多言語により提供し、外国籍等区民が集まるイベントや日本語教室などで周知していますが、医療の現場では、専門性の高い通訳に対応できるボランティアの確保・育成が課題と捉えています。

5（1）エ 次に、地域コミュニティにおける交流促進への区の独自支援についてです。区では昨年度から、区内における日本語ボランティア教室の運営団体に対し、教室運営費の補助制度を設け、支援しております。また、区内には、外国籍等区民の困りごとをきっかけに、町会・自治会やNPO、大学、保育園など多様な団体がつながり、日本語の支援や生活面でのアドバイスを行うなど、区民主体の交流活動が実施されており、区では、こうした活動の周知やPRに取り組んできました。今

からは、幅広い活動団体と連携を図りながら、地域の実情や特色を踏まえた交流促進への支援のあり方を検討してまいります。

5（1）オ 次に、区が目指すべき多文化共生のまちづくりの方向性についてです。区ではこれまでも、多文化共生施策の推進に取り組んできましたが、外国人人口の増加や多国籍化が進み、地域では言葉や習慣などの違いから様々な課題が生じている中、日本籍区民と外国籍等区民とが、ともに安全・安心に暮らせるよう、本年4月に、北区多文化共生指針を改定しました。改定した指針では、多文化共生のまちづくりに向けた施策の充実を図っており、区としては、この指針を踏まえ、行動計画の各事業を着実に推進しながら、一人ひとりの個性を尊重し合い、誰もが地域の一員として活躍できる「多文化共生のまち 北区」の実現に向

けて、取り組んでまいります。

5 (2) ア 次に、「動物との共生、ドッグラン整備と地域猫対策について」のご質問のうち、はじめにドッグランについてです。職員が常駐していないため、具体的な利用者数は集計しておりませんが、登録者数は300人を超えており、土日祝日を中心に一定の利用がされています。現在のところ施設に対する苦情や利用者間のトラブルは受けていないものの、周辺の方からは、犬の糞が多くなったとの声をいただいております。今後は、公民連携による管理運営協議会にて、利用ルールの徹底やマナー啓発について協議し、対策を進めてまいります。また、段階的な拡充の可能性や区内他地域へのドッグランの整備については、地域の理解や場所の確保などの解決すべき課題が多くありますので、本ドッグラ

ンでの知見を活かして、慎重に調査を進めてまいります。

5（2）イ 次に、地域ネコ対策についてです。地域における飼い主のいないネコ活動について、ルールの明確化を検討してまいります。現在も不適切なエサやりについての苦情が数多く寄せられており、ルールの明確化と普及、飼い主のいないネコ活動に対する区民の皆様の理解促進を優先すべきものと考えています。現時点では、ボランティア登録制度導入の予定はありませんが、他自治体の取り組みを参考に研究してまいります。昨年度の「不妊去勢手術費助成事業」の拡充のほか、普及啓発についても、今年度、飼い主の万が一に備えていただくために緊急連絡先カードを作成し、ネコに関する新たな動画作成も行っているところです。今後も、「人と動物との調和のとれた共生社会」の実現を目指し

て、取り組みを進めてまいります。

以上、お答え申し上げました。物価高対策をはじめ、区民の皆様の生活に身近な諸課題につきまして、広範にわたり、数々のご提言をいただきました。引き続き、こうしたご意見を踏まえながら、区政のさらなる推進に向けて尽力してまいります。ありがとうございました。